

⑦ 死亡事例などに対する検証体制について

- 専門家を含めて検証、関係機関を含めての検証及び複数の児童相談所同士での検証といった体制が多い。中には、民間団体等と検証を行う検討会を定期的に開催している事例も見られた。

⑧ 貴都道府県（市）における児童相談所の独自の取り組み（相談体制の強化等）について

- 回答では、職員の増員などの人的体制強化、虐待対応のための専従組織の設置、弁護士・医師などの専門家によるサポートシステム、親子再統合に向けた親支援プログラムの実施、電話相談事業の実施などが挙げられている。

⑨ 児童相談所における緊急時の対応、休日・夜間の相談体制について

- 緊急対応が必要な場合、担当児童福祉司や児童虐待専従職員（組織）を一次的対応者とする自治体が多いが、一時保護所職員や昼夜で対応者を分けている自治体もある。
- 休日・夜間の対応状況については、一次的対応者は一時保護所の職員、または専門の相談対応職員等が対応することが多く、そこから、各職員あて緊急連絡が入り、必要に応じて児童相談所の職員が招集されるといった形式が多く見られた。また各職員が当番制で携帯電話を所持している自治体も多かった。

⑩ 各関係機関との連携の現状と課題について

【福祉事務所（家庭児童相談室）】

- 現状としては、定期的な連絡会議等を開催、お互いが構成員となるなどの連携。また福祉事務所や児童相談所の双方が主催する会議等への研修講師などへの参加による情報の共有化、等の連携が多く見られる。
- 課題としては、児童相談所と福祉事務所（家庭児童相談室）の役割分担の明確化、法改正後の福祉事務所（家庭児童相談室）の位置づけ、各福祉事務所（家庭児童相談室）自体の資質が課題であるという自治体が多かった。

【児童家庭支援センター】

- 現状としては、定期的に連絡会等を開催し、情報交換やケース検討を行っているほか、児童相談所からの委託による電話・訪問等の相談を行っているという自治体もある。
- 課題としては、現状の連携体制を大変好評とし、今後児相ごとに設置できないか、委託内容について不登校や虞犯ケース等も依頼できないかとい